

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A－1 固定局又は陸上移動業務の無線局の予備免許及び予備免許中の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（電波法第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 2 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 3 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後1月以内に電波法第10条の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は、その指定する期日に電波法第10条に規定する落成後の検査を実施する旨通知しなければならない。
- 4 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
(1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5) 運用許容時間

A－2 次の記述は、固定局及び陸上移動業務の無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、

A

は、その旨を総務大臣に届け出て、その

B

、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び

C

並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、

D

を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C	D
1 工事落成の期限の日になったとき	無線設備	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	当該検査
2 工事が落成したとき	無線設備	員数	その一部
3 工事が落成したとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	その一部
4 工事落成の期限の日になったとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	員数	当該検査

A－3 無線設備の変更の工事に関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、総務大臣から無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、その無線設備を運用するための必要な手続きに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の点検を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。
- 2 無線設備の変更の工事を実施した旨を無線業務日誌に記載し、その後最初に行われる電波法第73条第1項の検査（定期検査）において、その工事の結果について総務大臣の確認を受けなければならない。
- 3 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なく、その工事が終了した旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

A－4 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）各項の規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 D ことができる。

A	B	C	D
1 他の無線設備	電氣的常数	4ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 電気通信業務の用に供する無線設備	電氣的常数	40ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3 他の無線設備	電氣的常数	40ナノワット	当該措置の内容の報告を求める
4 電気通信業務の用に供する無線設備	利得及び能率	4ナノワット	当該措置の内容の報告を求める
5 電気通信業務の用に供する無線設備	利得及び能率	40ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

A－5 空中線電力等の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「等価等方輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 2 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 3 「搬送波電力」とは、通常の動作状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される最大の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

A－6 人工衛星局の無線設備の条件等に関する次の記述のうち、電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から経度の（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- 2 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- 3 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 4 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、データ伝送又はファクシミリによる電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度の（±）0.5度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A－7 次の表の各欄の事項は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
D 8 E	A	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
V 1 D	パルス変調（変調パルス列）の次の各変調の組合せ又は他の方法によって変調するもの ① 振幅変調 ② 幅変調又は時間変調 ③ 位置変調又は位相変調 ④ パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
R 2 C	B	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	C
G 7 W	角度変調であって位相変調	D	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）

A	B	C	D
1 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	ファクシミリ	アナログ信号である単一チャンネルのもの
2 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	ファクシミリ	アナログ信号である単一チャンネルのもの
3 振幅変調であって独立側波帯	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	電信（聴覚受信を目的とするもの）	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの
4 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	ファクシミリ	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの
5 振幅変調であって独立側波帯	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	電信（聴覚受信を目的とするもの）	アナログ信号である単一チャンネルのもの

A－8 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える **A** に **B** のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が **C** 以下の無線局の無線設備
- (2) **D** の無線設備
- (3) 電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備

	A	B	C	D
1	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	無線従事者	10ミリワット	移動業務の無線局
2	場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	無線従事者	20ミリワット	移動する無線局
3	場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	取扱者	10ミリワット	移動する無線局
4	場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	無線従事者	20ミリワット	移動業務の無線局
5	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	取扱者	20ミリワット	移動する無線局

A－9 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り **A** の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り **B** の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る **C** によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

	A	B	C
1	電源電圧又は負荷	外囲の温度又は湿度	振動又は衝撃
2	電源電圧又は負荷	外囲の温度又は湿度	気圧の変化
3	外囲の温度又は湿度	電源電圧又は負荷	気圧の変化
4	外囲の温度又は湿度	電源電圧又は負荷	振動又は衝撃

A－10 送信空中線の型式及び構成等に関する次の事項のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 2 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
- 3 整合が十分であること。
- 4 満足な指向特性が得られること。

A－11 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下2、3及び4において同じ。）に提出しなければならない。
- (1) 免許証
- (2) 写真1枚
- (3) 氏名の変更の事実を証する書類
- 2 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その発見した日から10日以内にその発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 3 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 4 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A－12 次の記述は、非常通信及び非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第52条及び第74条）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 **A** を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、 **B** の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 非常通信の取扱を開始した後、 **A** の状態が復旧した場合は、すみやかにその取扱を停止しなければならない。
- ③ 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 **B** の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **C** ことができる。

A	B	C
1 電気通信業務の通信	交通通信	無線局に行くことを要請する
2 電気通信業務の通信	電力の供給	無線局に行わせる
3 有線通信	電力の供給	無線局に行くことを要請する
4 有線通信	交通通信	無線局に行わせる

A－13 無線局等に対する混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又はその他総務省令で定める通信については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。以下2及び3において同じ。

2 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

3 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

4 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、重要無線通信を行う無線局及び電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A－14 次の記述は、無線局の免許状等（注）に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許状又は登録状をいう。

① 無線局は、免許状に記載された A （特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

② 無線局を運用する場合においては、 B 、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状等に C であること。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

④ 無線局は、免許状に記載された D 内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

	A	B	C	D
1	無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	記載されたところのもの	運用許容時間
2	無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	記載されたものの範囲内	運用義務時間
3	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	運用許容時間
4	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	記載されたところのもの	運用義務時間

A－15 総務大臣から受けることがある処分に関する次の事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、無線従事者が不正な手段により無線従事者の免許を受けたときに総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分
- 2 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分
- 3 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分
- 4 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分

B－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- 無線局を開設しようとする者は、 **ア**。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。
- (1) **イ** 無線局で総務省令で定めるもの
 - (2) 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が **ウ** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 **エ** のみを使用するもの
 - (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 **エ** のみを使用するもの
 - (4) **オ** 開設する無線局

- | | | |
|------------------------|-------------------------|----------|
| 1 総務大臣の検査を受けなければならない | 2 総務大臣の免許を受けなければならない | 3 小規模な |
| 4 発射する電波が著しく微弱な | 5 0.1ワット | 6 0.5ワット |
| 7 適合表示無線設備 | 8 型式検定に合格している機器 | |
| 9 電波法第27条の18第1項により届け出て | 10 電波法第27条の18第1項の登録を受けて | |

B－2 次の記述は、周波数測定装置の備えつけについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の **ア** の **イ** 以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) 26.175MHz **ウ** 周波数の電波を使用するもの
 - (2) 空中線電力10ワット以下のもの
 - (3) 電波法第31条（周波数測定装置の備えつけ）に規定する周波数測定装置を備えつけている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備えつけた電波法第31条（周波数測定装置の備えつけ）に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力 **エ** 以下のもの
 - (6) **オ** において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備えつけているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

- | | | | | |
|--------|---------------|---------|----------|----------|
| 1 許容偏差 | 2 占有周波数帯幅の許容値 | 3 5分の1 | 4 2分の1 | 5 を超える |
| 6 以下の | 7 100ワット | 8 50ワット | 9 標準周波数局 | 10 実験試験局 |

B－3 無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の要件に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 無線局の免許人等（注）は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、無線局の無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。

注 免許人又は登録人をいう。以下エ及びオにおいて同じ。

イ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

ウ 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。

エ 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任するときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任するときも、同様とする。

オ 無線局の免許人等からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

B－4 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

ア 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。

ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

エ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

オ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

B－5 免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣が行うことができる命令又は制限に関する次の事項のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

ア 期間を定めて行う無線局の周波数又は空中線電力の制限

イ 無線局の免許の取消し

ウ 期間を定めて行う無線局の通信の相手方又は通信事項の制限

エ 3月以内の期間を定めて行う無線局の運用の停止

オ 期間を定めて行う無線局の運用許容時間の制限